

金ケ崎町民菜園パーク指定管理者募集要項

1 募集趣旨

地方自治法第244条の2第3項及び金ケ崎町民菜園パーク設置条例第4条に基づき、金ケ崎町民菜園パークの設置趣旨に沿った管理を効果的かつ効率的に行うため、当該施設の管理に関する業務を行う指定管理者を以下の規定に従って募集します。

2 施設概要

名 称		金ケ崎町民菜園パーク
所 在 地		金ケ崎町西根前野 253 番地 1
構 造 及 び 規 模	敷地面積	13,322 m ² (産直敷地 125.83 m ² 、消防屯所敷地 705 m ² を含む)
	食農体験センター	鉄骨造平屋建 延床面積 496.44 m ²
	農機具格納庫	木造平屋建 延床面積 26.49 m ²
	屋外便所	木造平屋建 延床面積 29.81 m ²
	温室ハウス	鉄骨造平屋建 延床面積 143.61 m ²
	町民菜園	1,508 m ² (一般区画 25 m ² ×60 区画、車椅子用区画 4 m ² ×2 区画、)
	体験農園	2,513 m ² (小区画 180 m ² ・中区画 810 m ² ・大区画 1,523 m ²)
	ふれあい広場	1,156 m ² (東屋 2 棟、炊事場棟含む)
	駐車場	普通車 40 台、大型車 4 台、車いす用 4 台、駐輪場 10 台
設 置 年 月		平成 16 年 3 月竣工
利用者数 (令和 7 年度)		1,840 人 (町民菜園利用者を除く)
収支の状況 (令和 7 年度)		<収入>
		指定管理料 7,000 千円
		使用料収益 679 千円
		その他収益 257 千円
		合計 7,936 千円
		<支出>
		人件費 638 千円
		光熱水費 1,858 千円
		委託費 4,396 千円
		修繕費 182 千円
		その他 862 千円
		合計 7,936 千円

3 指定期間

令和 9 年 (2027 年) 4 月 1 日から令和 12 年 (2030 年) 3 月 31 日まで (3 年間)

4 申請資格

次の要件をすべて満たすものであること。

また、その旨を保証するものとして、誓約書 (様式 2) を提出すること。

(1) 県内に事業所を有する法人・その他の団体

※本募集における法人の場合の「県内に事業所を有する」の定義は、法人登記簿の謄本において主たる事務所（本店等）又は、従たる事務所（営業所、支店等）のいずれかの所在地が町内・県内となっているものとします。

(2) 適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録済みであること（申請中含む）。

(3) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと

- ① 法律行為を行う能力を有しないもの
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に該当するもの
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- ⑤ 町税を滞納しているもの
- ⑥ 金ケ崎町暴力団排除条例（平成24年金ケ崎町条例第20号）で規定する暴力団等に該当するもの
- ⑦ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの

5 申請受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和8年7月30日（木）～令和8年8月31日（月）（土、日、祝日を除く）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで（土、日、祝日を除く）

6 選定スケジュール

公簿及び選定は、次の日程で行う。

項 目	日 程（予定）
① 募集要項等公表	令和8年7月30日
② 募集要項等に関する質問受付	令和8年7月30日～8月31日
③ 指定管理者指定申請書受付	令和8年7月30日～8月31日
④ 審査結果の通知	令和8年11月上旬
⑤ 議会による指定管理者指定の議決	令和8年12月

⑥ 基本協定の締結（指定管理に係る基本的項目の3年間の協定）	令和9年1月
⑦ 年度協定の締結（指定管理に係る詳細事項、当該年度の委託料に関する協定）	令和9年3月

7 申請書類

（１）申請書（様式１）

（２）誓約書（様式２）

（３）申込資格を有していることを証する書類

申込資格			書類の内容
4（１） 関係	法人の場合		・法人登記簿の謄本 ・団体の定款、寄付行為又はこれに相当する書類
	非法人の場合		・団体の規約、役員名簿、代表者の身分証明書等
4（３） ⑤関係	町税	納税義務がある場合	・納税証明書（令和8年7月30日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式３）

（４）管理業務の計画書（様式４）

（５）管理に係る収支計画書（様式５）

（６）団体の経営状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにこの施設の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

（７）団体の活動内容等を記載した書類

- ・事業報告書（作成している場合のみ）
- ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

（８）自主事業計画書等の自主事業の概要が分かる書類（管理業務以外に自主事業を予定している場合）

（９）緊急事態・事故発生時の連絡体制図（必須）、対応マニュアル（作成済の場合）

8 提出部数

3部（正本 1部 副本2部）

9 管理の考え方等

「金ケ崎町民菜園パーク管理運営業務仕様書」による

10 指定管理者が行う業務

- (1) 使用許可及び使用許可の取り消しに関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 指定管理者が管理する金ケ崎町民菜園パークの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収納及び利用料金の減免、利用料金の還付に関すること。
- (4) その他町長が定める業務。
 - ・ 施設の利用促進に関すること。
 - ・ 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、農業集落排水使用料、電話料金等）の支払に関すること。
 - ・ 衛生環境の確保
 - ・ 事業報告書の作成及び提出
 - ・ 経営状況を明らかにする書類の作成及び提出
 - ・ 体験農園を活用した事業実施（管理全般、栽培体験、収穫体験、加工体験等のイベント開催など）

11 選定基準

指定管理者の選定については、応募者から提出された指定管理者指定申請書等をもとに金ケ崎町指定管理者選定委員会において、次に掲げる選定の基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。

- (1) 公の施設として利用者の平等な理由の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の適切な管理及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており又は確保できる見込みがあること。

12 配布資料

仕様書、施設の概要（図面）

13 質疑問い合せ先及び申請書類の提出先

金ケ崎町農林課（金ケ崎町役場 2 階）

14 その他

(1) 仕様書への承諾

応募者は、指定管理者指定申請書の提出をもって、仕様書等の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 質問について

質問は、書面により提出すること（FAX可、口頭または電話での質問は受け付けません）。